

目 次

規 則

- ・津市公印規則の一部を改正する規則

告 示

- ・津市駐車場事業の業務状況
- ・津市水道事業業務及び安濃町専用水道事業の業務状況
- ・津市農業共済事業の業務状況
- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・平成 19 年度における入札参加資格審査に係る資格要件の設定
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・保管した屋外広告物
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・平成 18 年度津市農業委員会通常総会の招集
- ・撤去自転車の保管
- ・地縁による団体の認可
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・犬の抑留
- ・農業振興地域整備計画の変更
- ・犬の抑留
- ・平成 18 年 11 月分津市農用地利用集積計画
- ・中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業事業計画変更認可に伴う事業計画書の事前縦覧

選管告示

- ・選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数並びに 3 分の 1 の数
- ・津市農業委員会選挙における当選人

監査告示

- ・三重県津市長措置請求書に係る勧告に対する津市長の措置状況
- ・「旧芸濃町前芸濃町長横山雅宏措置請求書」に係る監査結果

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月8日

津市長 松田直久

津市規則第273号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項を次のように改める。

市印	津市 之印	れい書	方13（印影印刷の場合は、方9～方17）	身分証明書及び印影印刷用	人事課人事担当の担当主幹又は担当副主幹	1
	津市 之印	れい書	方15（印影印刷の場合は、方11～方19）	国民健康保険被保険者証の印影印刷用、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険標準負担額減額認定証	保険年金課国民健康保険担当の担当主幹又は担当副主幹	1
				介護保険被保険者証の印影印刷用、介護保険資格者証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定	介護保険課介護保険担当の担当主幹又は担当副主幹	1

			証及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証		
			国民健康保険被保険者証の印影印刷用、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定標準負担額減額認定証並びに介護保険被保険者証の印影印刷用、介護保険資格者証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	久居総合支所福祉課保険年金担当及び各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課保険年金担当の担当主幹又は担当副主幹	9
津市之印	れい書	方 5	国民健康保険被保険者証の検認	保険年金課国民健康保険担当の担当主幹又は担当副主幹	2

					久居総合支 所福祉課保 険年金担当 の担当主幹 又は担当副 主幹	1
				国民健康保険 被保険者証の 検認及び住民 基本台帳カー ドの記録事項 の変更	市民課窓口 担当の担当 主幹又は担 当副主幹	2
					各出張所長	27
					アストプラ ザアストプ ラザ管理担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	1
				介護保険被保 険者証の検認	介護保険課 介護保険担 当の担当主 幹又は担当 副主幹	3
					久居総合支 所福祉課介 護保険担当 の担当主幹 又は担当副 主幹	1
				住民基本台帳 カードの記録 事項の変更	久居総合支 所市民課戸 籍住民担当 の担当主幹 又は担当副	1

				主幹	
			国民健康保険被保険者証及び介護保険被保険者証の検認並びに住民基本台帳カードの記録事項の変更	各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当の担当主幹又は担当副主幹	8

別表市長印の項中「人事課人事研修担当」を「人事課人事担当」に、

市民課外国人登録担当の担当主幹又は担当副主幹	1
------------------------	---

を

市民課外国人登録担当並びに久居総合支所市民課戸籍住民担当及び各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当の担当主幹又は担当副主幹	10
--	----

に、「久居総合支所市

民課戸籍住民担当」を「並びに久居総合支所市民課戸籍住民担当」に、「市民交流課生活相談担当」を「市民交流課交通安全担当」に、

三重県津市長西ク	れい書	方 21	西部クリーンセンター所長専決事項	西部クリーンセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
----------	-----	------	------------------	----------------------------	---

を

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 三重県 津市長 印西ク </div>	れい書	方 21	西部クリーンセンター所長 専決事項	西部クリーンセンター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 三重県 津市長 印白銀 </div>	れい書	方 21	白銀環境清掃センター所長 専決事項	白銀環境清掃センター管理担当の担当主幹又は担当副主幹	1

に、

「保健センター所長」を「中央保健センター所長」に、「保健センターセンター管理担当」を「中央保健センターセンター管理担当」に改め、同表市長職務代理者印の項中「市民交流課生活相談担当」を「市民交流課交通安全担当」に、

市民課外国人登録担当の担当主幹又は担当副主幹	1
------------------------	---

を

市民課外国人登録担当並びに久居総合支所市民課戸籍住民担当及び各総合支所（久居総合支所を除く。）市民福祉課戸籍住民担当の担当主幹又は担当副主幹	10
--	----

に、「久居総合支所市

民課戸籍住民担当」を「並びに久居総合支所市民課戸籍住民担当」に、

津市長 職務代理 者印西ク	れい書	方 21	西部クリーン センター所長 専決事項	西部クリー ンセンター センター管 理担当の担 当主幹又は 担当副主幹	1

を

津市長 職務代理 者印西ク	れい書	方 21	西部クリーン センター所長 専決事項	西部クリー ンセンター センター管 理担当の担 当主幹又は 担当副主幹	1
津市長 職務代理 者印白銀	れい書	方 21	白銀環境清掃 センター所長 専決事項	白銀環境清 掃センター センター管 理担当の担 当主幹又は 担当副主幹	1

に、

「保健センター所長」を「中央保健センター所長」に、「保健センターセンター管理担当」を「中央保健センターセンター管理担当」に改め、同表久居児童センター所長印の項中

「

津市久居 児童セン ター長印
----------------------

」を「

津市久居 児童セン ター所長印
-----------------------

」に改め、同表白山町民会館長印の項を次

のように改める。

白山市 民会館 長印	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>津市白山 市民会館 長 印</td></tr></table>	津市白山 市民会館 長 印	れい書	方 18	一般	白山市民会 館長	1
津市白山 市民会館 長 印							

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

津市告示第505号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市  
駐車場事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第218号）の規定に  
基づき、平成18年4月1日から同年9月30日までの津市駐車場事業の業務  
の状況を次のとおり公表する。

平成18年12月1日

津市長 松田直久



## 1 事業報告書

### (1) 概況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場及びアスト駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めています。

平成18年4月1日から同年9月30日までの利用状況は、次のとおりです。

ア 利用台数	313,904台	(前年同期	284,553台)
イ 一日平均台数	1,715台	(前年同期	1,561台)

## 2 損益計算書

経理の状況は、損益計算書（別表1）のとおりです。

## 3 貸借対照表

経理の状況は、貸借対照表（別表2）のとおりです。

## 別表1

平成18年度上半期津市駐車場事業損益計算書  
(平成18年4月1日から同年9月30日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>144,376,620</u>	144,376,620	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	43,449,487		
	(2) 減 価 償 却 費	19,510,000		
	(3) 資 産 減 耗 費	<u>57,245</u>	<u>63,016,732</u>	
	営 業 利 益			81,359,888
3	営業外収益			
	(1) 雑 収 益	<u>721,273</u>	721,273	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>17,689,866</u>	<u>17,689,866</u>	<u>△ 16,968,593</u>
	経 常 利 益			64,391,295
	当 期 純 利 益			64,391,295
	前年度繰越欠損金			<u>628,781,621</u>
	当期未処理欠損金			<u><u>564,390,326</u></u>

※ 本表は上半期の執行状況ですから、減価償却費の執行は、当初予算39,020,000円の1/2とする。

## 別表2

平成18年度津市駐車場事業貸借対照表  
(平成18年9月30日)

(単位 円)

## 資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	ア 土 地		1,264,146,151	
	イ 建 物	1,205,725,411		
	減価償却累計額	<u>266,373,132</u>	939,352,279	
	ウ 構 築 物	1,070,200		
	減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510	
	エ 機 械 及 び 装 置	92,929,272		
	減価償却累計額	<u>52,153,008</u>	40,776,264	
	オ 工 具、器 具 及 び 備 品	17,916,833		
	減価償却累計額	<u>14,724,554</u>	<u>3,192,279</u>	
	有形固定資産合計		<u>2,247,520,483</u>	
	固 定 資 産 合 計			2,247,520,483
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		57,362,743	
	(2) 未 収 金		737,686	
	(3) 前 払 金		<u>1,824,000</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>59,924,429</u>
	資 産 合 計			<u><u>2,307,444,912</u></u>

負債の部

3	固定負債		
	(1) 他会計借入金	<u>317,158,041</u>	
	固定負債合計		317,158,041
4	流動負債		
	(1) 未払金	6,730,852	
	(2) 前受金	<u>718,200</u>	
	流動負債合計		<u>7,449,052</u>
	負債合計		<u>324,607,093</u>

資本の部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	1,749,973,027	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	<u>797,255,118</u>	
	借入資本金合計	<u>797,255,118</u>	
	資本金合計		2,547,228,145
6	剰余金		
	(1) 欠損金		
	ア 当期末処理 欠損金	<u>564,390,326</u>	
	欠損金合計	<u>564,390,326</u>	
	剰余金合計		<u>△ 564,390,326</u>
	資本合計		<u>1,982,837,819</u>
	負債資本合計		<u><u>2,307,444,912</u></u>

## 津市告示第506号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成18年津市条例第219号）第6条の規定に基づき、平成18年4月1日から同年9月30日までの津市水道事業の業務及び安濃町専用水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成18年12月1日

津市長 松田直久

## 1 津市水道事業の概要

本年度の上半期の業務量は、9月末現在で、給水戸数は119,670戸で配水量は22,237,316<sup>m</sup><sup>3</sup>、有収水量は、18,935,904<sup>m</sup><sup>3</sup>となりました。

簡易水道事業につきましては、給水戸数は707戸で、配水量は289,303<sup>m</sup><sup>3</sup>、有収水量は、257,299<sup>m</sup><sup>3</sup>となりました。

## 2 経理の状況

平成18年4月1日から同年9月30日までの経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりであります。

## 別表1

## 平成18年度津市水道事業損益計算書

(平成18年4月1日から同年9月30日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,687,259,564		
(2) 受託工事収益	7,137,873		
(3) その他営業収益	<u>11,514,028</u>	2,705,911,465	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,440,268,849		
(2) 配水及び給水費	227,840,803		
(3) 受託工事費	27,493,126		
(4) 業務費	140,638,598		
(5) 総係費	165,717,723		
(6) 減価償却費	702,897,500		
(7) その他営業費用	<u>37,276</u>	<u>2,704,893,875</u>	
営業利益			1,017,590
3 簡易水道営業収益			
(1) 給水収益	43,499,975		
(2) その他営業収益	<u>2,700</u>	43,502,675	
4 簡易水道営業費用			
(1) 原水及び浄水費	3,672,860		
(2) 配水及び給水費	4,215,808		
(3) 業務費	229,710		
(4) 総係費	3,391,181		
(5) 減価償却費	<u>36,792,000</u>	<u>48,301,559</u>	
簡易水道営業損失			4,798,884
5 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 雑収益	27,451,092		
(3) 新規給水加入金	<u>104,228,239</u>	131,679,332	
6 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>269,489,256</u>	<u>269,489,256</u>	△ 137,809,924

7 簡易水道営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	21,521,218	21,521,218	△ 21,521,218
経常損失			163,112,436
8 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	901,547	901,547	
9 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	4,301,829	4,301,829	△ 3,400,282
10 簡易水道特別損失			
(1) 過年度損益修正損	7,356	7,356	△ 7,356
当期純損失			166,520,074
前年度繰越欠損金			664,734,787
当期末処理欠損金			831,254,861

※ 本表は、上半期の執行状況のため、減価償却費の執行は、当初予算額(営業費用の減価償却費1,405,795,000円及び簡易水道営業費用の減価償却費73,584,000円)の1/2とする。



## 平成18年度津市水道事業貸借対照表

(平成18年9月30日)

(単位 円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,666,011,977	
ロ 立 木		4,386,284	
ハ 建 物	2,172,936,373		
減 価 償 却 累 計 額	<u>649,674,067</u>	1,523,262,306	
ニ 構 築 物	48,358,268,133		
減 価 償 却 累 計 額	<u>16,814,887,159</u>	31,543,380,974	
ホ 機 械 及 び 装 置	8,163,334,735		
減 価 償 却 累 計 額	<u>4,941,960,109</u>	3,221,374,626	
ヘ 車 両 運 搬 具	64,084,188		
減 価 償 却 累 計 額	<u>44,035,417</u>	20,048,771	
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	329,193,932		
減 価 償 却 累 計 額	<u>272,317,426</u>	56,876,506	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>1,134,299,515</u>	
有形固定資産合計			39,169,640,959

## (2) 簡 易 水 道 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		40,401,952	
ロ 建 物	84,238,165		
減 価 償 却 累 計 額	<u>19,343,339</u>	64,894,826	
ハ 構 築 物	1,782,417,997		
減 価 償 却 累 計 額	<u>551,494,766</u>	1,230,923,231	
ニ 機 械 及 び 装 置	469,125,596		
減 価 償 却 累 計 額	<u>256,159,372</u>	212,966,224	
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	17,406,000		
減 価 償 却 累 計 額	<u>4,469,238</u>	12,936,762	
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>10,307,720</u>	
簡易水道有形固定資産合計			1,572,430,715

(3) 無形固定資産			
イ中勢水道利用権	267,674,991		
ロ庁舎利用権	107,537,145		
ハ電話加入権	<u>1,586,186</u>		
無形固定資産合計		376,798,322	
(4) 簡易水道無形固定資産			
イ中勢水道利用権	141,900		
ロ電話加入権	<u>377,496</u>		
簡易水道無形固定資産合計		519,396	
(5) 投資			
イ基金	<u>185,526,664</u>		
投資合計		<u>185,526,664</u>	
固定資産合計			41,304,916,056
2 流動資産			
(1) 現金預金		4,679,913,283	
(2) 未収金		676,727,616	
(3) 貯蔵品		107,934,750	
(4) 前払費用		94,551	
(5) 前払金		133,700,000	
(6) その他流動資産		<u>78,902,792</u>	
流動資産合計			<u>5,677,272,992</u>
資産合計			<u><u>46,982,189,048</u></u>

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 引当金			
イ退職給与引当金	<u>19,628,819</u>		
引当金合計		<u>19,628,819</u>	
固定負債合計			19,628,819

4 流動負債		
(1) 未払金	224,655,671	
(2) 前受金	240,671,992	
(3) その他流動負債	<u>460,821,633</u>	
流動負債合計		<u>926,149,296</u>
負債合計		<u>945,778,115</u>

## 資 本 の 部

5 資本金		
(1) 自己資本金	6,229,472,900	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>16,791,156,575</u>	
借入資本金合計		<u>16,791,156,575</u>
資本金合計		23,020,629,475
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 工事負担金	12,167,786,275	
ロ 受贈財産評価額	3,406,265,256	
ハ 国県補助金	3,765,036,536	
ニ 寄附金	240,152,160	
ホ 新規給水加入金	2,018,237,549	
ヘ 他会計補助金	1,733,729,466	
ト 基金利息	22,414,793	
チ 基金繰入金	<u>459,407,792</u>	
資本剰余金合計		23,813,029,827
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	26,116,492	
ロ 水道施設開発積立金	7,890,000	
ハ 当期末処理欠損金	<u>831,254,861</u>	
資本剰余金合計		<u>△ 797,248,369</u>
剰余金合計		<u>23,015,781,458</u>
資本合計		<u>46,036,410,933</u>
負債資本合計		<u><u>46,982,189,048</u></u>

## 1 安濃町専用水道事業の概要

本年度の業務量は、9月末現在で、配水量は175,150 m<sup>3</sup>、有収水量は168,773 m<sup>3</sup>となりました。

## 2 経理の状況

平成18年4月1日から同年9月30日までの経理の状況は、損益計算書(別表1)及び貸借対照表(別表2)のとおりであります。

なお、平成18年10月1日から、津市工業用水道事業が新設されたため、安濃町専用水道事業は同年9月30日をもって廃止となりました。

## 別表1

## 平成18年度安濃町専用水道事業損益計算書

(平成18年4月1日から同年9月30日まで)

(単位 円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	<u>10,881,960</u>	10,881,960	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,108,015		
(2) 総係費	2,958,068		
(3) 減価償却費	<u>3,044,572</u>	<u>7,110,655</u>	
営業利益			3,771,305
3 営業外収益			
(1) 雑収益	<u>319,360</u>	<u>319,360</u>	<u>319,360</u>
経常利益			<u>4,090,665</u>
当期純利益			4,090,665
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期未処分利益剰余金			<u><u>4,090,665</u></u>

## 平成18年度安濃町専用水道事業貸借対照表

(平成18年9月30日)

(単位 円)

## 資 産 の 部

## 1 固 定 資 産

## (1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,650,000

ロ 建 物 7,999,210

減価償却累計額 4,574,917 3,424,293

ハ 構 築 物 85,309,046

減価償却累計額 49,030,106 36,278,940

ニ 機 械 及 び 装 置 78,034,146

減価償却累計額 22,466,113 55,568,033

ホ 車 両 運 搬 具 850,120

減価償却累計額 807,614 42,506有形固定資産合計 96,963,772

固 定 資 産 合 計 96,963,772

## 2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 84,636,537

(2) 未 収 金 1,890,000流 動 資 産 合 計 86,526,537資 産 合 計 183,490,309

## 負債の部

### 3 流動負債

(1) 未払金	<u>215,863</u>	
流動負債合計		<u>215,863</u>
負債合計		215,863

## 資本の部

### 4 資本金

(1) 自己資本金	<u>131,979,612</u>	
資本金合計		131,979,612

### 5 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 工事負担金	<u>1,657,500</u>	
資本剰余金合計	1,657,500	
(2) 利益剰余金		
イ 利益積立金	5,538,423	
ロ 建設改良積立金	40,008,246	
ハ 当期未処分利益剰余金	<u>4,090,665</u>	
利益剰余金合計	<u>49,637,334</u>	
剰余金合計		<u>51,294,834</u>
資本合計		<u>183,274,446</u>
負債資本合計		<u><u>183,490,309</u></u>

津市告示第507号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、平成18年4月1日から同年9月30日までの津市農業共済事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成18年12月1日

津市長 松田直久



## 1 事業報告書

本年度の農作物共済の水稲につきましては、引受戸数が 5,312 戸、引受面積 386,650a、農家負担共済掛金は 16,268,603 円となっております。

家畜共済につきましては、引受件数 17 件、引受頭数 1,394 頭、農家負担共済掛金は 14,900,075 円となっております。

家畜共済の事故につきましては、病傷事故は 299 件で支払共済金が 6,589,760 円、死廃事故は 131 件で支払共済金が 12,861,954 円となっております。

畑作物共済につきましては、引受戸数 3 戸、引受面積 2,507.9 a、農家負担共済掛金は 191,091 円となっております。

園芸施設共済につきましては、引受戸数 50 戸、引受棟数 98 棟、引受面積 45,539 m<sup>2</sup>、農家負担共済掛金は 848,597 円となっております。

業務の状況につきましては、本年度から事務費国庫負担金が廃止されたことから、一般会計から 80,102 千円を受け入れし、なお生じる不足分を業務引当金から 21,288 千円戻入することとしたものであります。

## 2 経理の状況

本年度の状況は、損益計算書（別表 1）及び貸借対照表（別表 2）のとおりであります。

## 3 前事業年度の決算の状況

平成 17 年度の決算の状況は、平成 17 年度津市農業共済事業会計決算書（別冊 1）のとおりであります。

## 別表1

## 平成18年度津市農業共済事業損益計算書

(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.事業収益						
(1) 共 済 掛 金	16,268,603	14,900,075	191,091	848,597		32,208,366
(2) 交 付 金	233,616					233,616
(3) 保 険 金	790,455	12,121,902		23,493		12,935,850
(4) 診 療 収 入						
(5) 受取診療補填金		3,006,485				3,006,485
(6) 技 術 給 付 金		1,292,791				1,292,791
(7) 還 付 収 入 金						
(8) 連 合 会 特 別 交 付 金						
(9) 責 任 準 備 金 戻 入						
(10) 支 払 備 金 戻 入						
(11) 固 定 化 債 権 引 当 金 戻 入						
(12) 法 定 積 立 金 戻 入						
(13) 特 別 積 立 金 戻 入						
(14) 受 取 補 助 金						
(15) 受 取 奨 励 金						
(16) 賦 課 金					4,295,741	4,295,741
(17) 受 託 収 入						
(18) 損 害 防 止 収 入						
(19) 受 取 損 害 防 止 事 業 負 担 金						
(20) 事 業 勘 定 受 入						
(21) 業 務 雑 収 入					770,261	770,261
事業収益合計(A)	17,292,674	31,321,253	191,091	872,090	5,066,002	54,743,110

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
2.事業費用						
(1) 保 険 料		2,696,152	148,626	678,838		3,523,616
(2) 技 術 料		8,035,131				8,035,131
(3) 共 済 金	2,302,208	19,451,714		26,104		21,780,026
(4) 診 療 諸 掛						
(5) 還 付 支 払 金						
(6) 無 事 戻 金						
(7) 責 任 準 備 金 繰 入						
(8) 支 払 備 金 繰 入						
(9) 固 定 化 債 権 引 当 金 繰 入						
(10) 業 務 勘 定 繰 入						
(11) 支 払 賦 課 金					1,409,779	1,409,779
(12) 一 般 管 理 費					44,997,679	44,997,679
(13) 普 及 推 進 費						
(14) 損 害 評 価 費					1,557,852	1,557,852
(15) 損 害 防 止 費						
(16) 負 担 金					40,000	40,000
(17) 業 務 雑 費						
(18) 減 価 償 却 費						
事業費用合計(B)	2,302,208	30,182,997	148,626	704,942	48,005,310	81,344,083
事業利益(事業損失) (C) = (A) - (B)	14,990,466	1,138,256	42,465	167,148	42,939,308	26,600,973

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
<b>3.事業外収益</b>						
(1) 業 務 勘 定 受 入						
(2) 財 産 処 分 益						
(3) 事 業 雑 利 益						
(4) 受 取 寄 付 金						
(5) 受 取 利 息						
(6) 受 取 抛 出 金						
(7) 業 務 雑 利 益					370,100	370,100
(8) 業 務 引 当 金 戻 入						
(9) 修 繕 引 当 金 戻 入						
事業外収益合計(D)					370,100	370,100
当年度総利益 (当年度総損失) (E) = (C)+(D)	14,990,466	1,138,256	42,465	167,148	42,569,208	26,230,873
<b>4.事業外費用</b>						
(1) 事 業 支 払 利 息						
(2) 財 産 処 分 損						
(3) 事 業 雑 損 失						
(4) 業 務 支 払 利 息						
(5) 支 払 抛 出 金						
(6) 事 業 勘 定 繰 入						
(7) 固 定 化 債 権 回 収 不 能 損						
(8) 業 務 雑 損 失					82,683	82,683
(9) 業 務 引 当 金 繰 入						
(10) 修 繕 引 当 金 繰 入						
事業外費用合計(F)					82,683	82,683
純 利 益	14,990,466	1,138,256	42,465	167,148		16,338,335
純 損 失					42,651,891	42,651,891

## 別表2

## 平成18年度津市農業共済事業貸借対照表

(平成18年9月30日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.流動資産						
(1) 現 金 預 金					374,370,102	374,370,102
(2) 一 時 貸 付 金	267,425,592	7,517,460	2,817,648	3,305,804		281,066,504
(3) 有 価 証 券						
未 収 金	493,714	8,767,860			52,177	9,313,751
(4) 固 定 化 債 権 引 当 金 ( 差 引 )						
(5) 前 払 費 用						
(6) その他流動資産						
(7) 貯 蔵 品						
流 動 資 産 計	267,919,306	16,285,320	2,817,648	3,305,804	374,422,279	664,750,357
2.固定資産						
有 形 固 定 資 産					11,252,600	11,252,600
(1) 減 価 償 却 累 計 額 ( 差 引 )					6,335,614	6,335,614
(2) 無 形 固 定 資 産					224,952	224,952
(3) 抛 出 金					6,574,910	6,574,910
固 定 資 産 計					11,716,848	11,716,848
資 産 合 計	267,919,306	16,285,320	2,817,648	3,305,804	386,139,127	676,467,205

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.流動負債						
(1) 一 時 借 入 金					281,066,504	281,066,504
(2) 未 払 金	121,958	11,080,000		238,358	324,771	11,765,087
(3) 前 受 収 益						
(4) 責 任 準 備 金	12,582,460	6,035,989		123,098		18,741,547
(5) 支 払 備 金			15,807			15,807
(6) その他流動負債						
(7) 企 業 債						
流 動 負 債 計	12,704,418	17,115,989	15,807	361,456	281,391,275	311,588,945
4.固定負債						
(1) 退職給与引当金						
(2) 業 務 引 当 金					147,399,743	147,399,743
(3) 修 繕 引 当 金						
(4) 農 家 抛 出 金						
固 定 負 債 計					147,399,743	147,399,743
負 債 合 計	12,704,418	17,115,989	15,807	361,456	428,791,018	458,988,688
5.資本						
(1) 剰 余 金	240,224,422		2,759,376	2,777,200		245,760,998
法定積立金	124,849,595		1,313,508	793,217		126,956,320
特別積立金	115,374,827		1,445,868	1,983,983		118,804,678
(2) 当年度未処分剰余金 (未処理不足金)	14,990,466	830,669	42,465	167,148	42,651,891	14,369,410
繰越剰余金年度末残高 (不足金)		1,968,925				1,968,925
当年度純利益 (純損失)	14,990,466	1,138,256	42,465	167,148	42,651,891	26,313,556
資 本 計	255,214,888	830,669	2,801,841	2,944,348	42,651,891	217,478,517
負 債 資 本 合 計	267,919,306	16,285,320	2,817,648	3,305,804	386,139,127	676,467,205

## 別冊1

## 1 決算報告書

## 平成17年度津市農業共済事業決算報告書

## (1)収益的收入及び支出

## 収入

(単位 円)

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予算に比べ 決算額の 増 減
	当初予算額	補正予算額	地方公営企 業法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額			
農作物共済勘定	第1款 共済事業収益	12,936,000		12,936,000	12,582,460	353,540
	第1項 事業収益	12,934,000		12,934,000	12,582,460	351,540
	第2項 事業外収益	2,000		2,000		2,000
家畜共済勘定	第1款 共済事業収益	27,608,000		27,608,000	24,161,842	3,446,158
	第1項 事業収益	27,606,000		27,606,000	24,161,842	3,444,158
	第2項 事業外収益	2,000		2,000		2,000
畑作物共済勘定	第1款 共済事業収益					
	第1項 事業収益					
	第2項 事業外収益					
園芸施設共済勘定	第1款 共済事業収益	1,304,000		1,304,000	1,258,037	45,963
	第1項 事業収益	1,302,000		1,302,000	1,258,037	43,963
	第2項 事業外収益	2,000		2,000		2,000
業務勘定	第1款 共済事業収益	29,049,000		29,049,000	28,273,383	775,617
	第1項 事業収益	24,977,000		24,977,000	25,273,765	296,765
	第2項 事業外収益	4,072,000		4,072,000	2,999,618	1,072,382
合 計	第1款 共済事業収益	70,897,000		70,897,000	66,275,722	4,621,278
	第1項 事業収益	66,819,000		66,819,000	63,276,104	3,542,896
	第2項 事業外収益	4,078,000		4,078,000	2,999,618	1,078,382

## 支出

(単位 円)

区 分		予 算			合 計	決 算 額	不 用 額
		当初予算額	補正予算額	地方公営企 業法第24条 第3項の規 定による支 出 額			
農 作 物 共 済 勘 定	第1款 共済事業費用	12,936,000			12,936,000	12,582,460	353,540
	第1項 事業費用	12,931,000			12,931,000	12,582,460	348,540
	第2項 事業外費用	1,000			1,000		1,000
	第3項 予備費	4,000			4,000		4,000
家 畜 共 済 勘 定	第1款 共済事業費用	27,608,000			27,608,000	23,735,402	3,872,598
	第1項 事業費用	27,606,000			27,606,000	23,735,402	3,870,598
	第2項 事業外費用	1,000			1,000		1,000
	第3項 予備費	1,000			1,000		1,000
畑 作 物 共 済 勘 定	第1款 共済事業費用						
	第1項 事業費用						
	第2項 事業外費用						
	第3項 予備費						
園 芸 施 設 共 済 勘 定	第1款 共済事業費用	1,304,000			1,304,000	1,280,937	23,063
	第1項 事業費用	1,302,000			1,302,000	1,280,937	21,063
	第2項 事業外費用	1,000			1,000		1,000
	第3項 予備費	1,000			1,000		1,000
業 務 勘 定	第1款 共済事業費用	29,049,000			29,049,000	28,273,383	775,617
	第1項 事業費用	28,841,000			28,841,000	28,155,389	685,611
	第2項 事業外費用	207,000			207,000	117,994	89,006
	第3項 予備費	1,000			1,000		1,000
総 合	第1款 共済事業費用	70,897,000			70,897,000	65,872,182	5,024,818
	第1項 事業費用	70,680,000			70,680,000	65,754,188	4,925,812
	第2項 事業外費用	210,000			210,000	117,994	92,006
	第3項 予備費	7,000			7,000		7,000



(2)資本的收入及び支出

業務勘定

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合計			
第1款 資本的收入						
第1項 補助金						
第2項 固定資産売却代金						
第3項 業務引当金戻入						

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額				決算額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	合計			
第1款 資本的支出							
第1項 固定資産取得費							
第2項							
第3項							

## 2 損益計算書

### 平成17年度津市農業共済事業損益計算書

(平成18年1月1日から平成18年3月31日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.事業収益						
(1) 共 済 掛 金	9,000,955	13,033,554		270,844		22,305,353
(2) 交 付 金	3,581,505					3,581,505
(3) 保 険 金		6,332,690		847,051		7,179,741
(4) 診 療 収 入						
(5) 受取診療補填金		1,265,910				1,265,910
(6) 技 術 給 付 金		645,050				645,050
(7) 還 付 収 入 金		25,157				25,157
(8) 連 合 会 特 別 交 付 金						
(9) 責 任 準 備 金 戻 入		2,859,481		140,142		2,999,623
(10) 支 払 備 金 戻 入						
(11) 固 定 化 債 権 引 当 金 戻 入						
(12) 法 定 積 立 金 戻 入						
(13) 特 別 積 立 金 戻 入						
(14) 受 取 補 助 金					23,260,000	23,260,000
(15) 受 取 奨 励 金					285,380	285,380
(16) 賦 課 金					706,993	706,993
(17) 受 託 収 入						
(18) 損 害 防 止 収 入						
(19) 受取損害防止事 業 負 担 金					999,550	999,550
(20) 事 業 勘 定 受 入						
(21) 業 務 雑 収 入					21,842	21,842
事業収益合計(A)	12,582,460	24,161,842		1,258,037	25,273,765	63,276,104

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
2.事業費用						
(1) 保 険 料		7,821,189		216,663		8,037,852
(2) 技 術 料		43,200				43,200
(3) 共 済 金		9,814,898		941,176		10,756,074
(4) 診 療 諸 掛						
(5) 還 付 支 払 金		20,126				20,126
(6) 無 事 戻 金						
(7) 責 任 準 備 金 繰 入	12,582,460	6,035,989		123,098		18,741,547
(8) 支 払 備 金 繰 入						
(9) 固 定 化 債 権 引 当 金 繰 入						
(10) 業 務 勘 定 繰 入						
(11) 支 払 賦 課 金					371,225	371,225
(12) 一 般 管 理 費					24,041,732	24,041,732
(13) 普 及 推 進 費					134,760	134,760
(14) 損 害 評 価 費					2,226,000	2,226,000
(15) 損 害 防 止 費					999,550	999,550
(16) 負 担 金						
(17) 業 務 雑 費						
(18) 減 価 償 却 費					382,122	382,122
事業費用合計(B)	12,582,460	23,735,402		1,280,937	28,155,389	65,754,188
事業利益(事業損失) (C) = (A) - (B)		426,440		22,900	2,881,624	2,478,084

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.事業外収益						
(1) 業務勘定受入						
(2) 財産処分益						
(3) 事業雑利益						
(4) 受取寄付金						
(5) 受取利息					7	7
(6) 受取拠出金						
(7) 業務雑利益						
(8) 業務引当金戻入					2,999,611	2,999,611
(9) 修繕引当金戻入						
事業外収益合計(D)					2,999,618	2,999,618
当年度総利益 (当年度総損失) (E) = (C)+(D)		426,440		22,900	117,994	521,534
4.事業外費用						
(1) 事業支払利息						
(2) 財産処分損					117,994	117,994
(3) 事業雑損失						
(4) 業務支払利息						
(5) 支払拠出金						
(6) 事業勘定繰入						
(7) 固定化債権 回収不能損						
(8) 業務雑損失						
(9) 業務引当金繰入						
(10) 修繕引当金繰入						
事業外費用合計(F)					117,994	117,994
当年度純利益		426,440				426,440
当年度純損失				22,900		22,900

### 3 剰余金計算書

#### 平成17年度津市農業共済事業剰余金計算書

(平成18年1月1日から平成18年3月31日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1. 繰越剰余金	14,587,111	2,395,365		140,464		12,332,210
2. 繰越剰余金増加高 (繰越不足金減少高)						
(1) 固定資産処分益						
(2) 過年度損益修正						
3. 繰越剰余金減少高 (繰越不足金増加高)						
(1) 固定資産処分損						
(2) 臨時損失						
(3) 過年度損益修正						
4. 繰越剰余金 年度末残高 (繰越不足金年度末残高)	14,587,111	2,395,365		140,464		12,332,210
5. 当年度純利益 (当年度純損失)		426,440		22,900		403,540
6. 当 年 度 未 処 分 剰 余 金 (当年度未処理不足金)	14,587,111	1,968,925		117,564		12,735,750

#### 4 剰余金処分(不足金処理)計算書

##### 平成17年度津市農業共済事業剰余金処分計算書

(1) 当年度未処分剰余金

農作物共済勘定	14,587,111 円
家畜共済勘定	円
畑作物共済勘定	円
園芸施設共済勘定	117,564 円

(2) 剰余金処分額

ア 農作物共済勘定

既積立金総額と当期剰余金の合計額 240,224,422 円を共済目的別の過不足累計額、水稲 210,138,813 円 (87.4760406334%)、麦 30,085,609 円 (12.5239593666%) により配分し、この配分額から既積立金を差し引いて得た共済目的別当期剰余金を次のとおり積み立てる。

(単位 円)

項目 区分	法定積立金		特別積立金		合計	
	当期	累計	当期	累計	当期	累計
水稲	0	115,496,738	6,214,978	94,642,075	6,214,978	210,138,813
麦	3,426,593	9,352,857	4,945,540	20,732,752	8,372,133	30,085,609
合計	3,426,593	124,849,595	11,160,518	115,374,827	14,587,111	240,224,422

(単位 円)

項目 区分	法定積立金第1次限度額	法定積立金限度額
水稲	39,897,841	79,795,682
麦	7,198,028	14,396,056

イ 家畜共済勘定

(単位 円)

項目 区分	法定積立金		特別積立金		合計	
	当期	累計	当期	累計	当期	累計
家畜共済勘定						

ウ 畑作物共済勘定

(単位 円)

項目 区分	法定積立金		特別積立金		合計	
	当期	累計	当期	累計	当期	累計
大豆共済勘定						

エ 園芸施設共済勘定

(単位 円)

項目 区分	法定積立金		特別積立金		合計	
	当期	累計	当期	累計	当期	累計
園芸施設共済勘定	58,782	793,217	58,782	1,983,983	117,564	2,777,200

平成17年度津市農業共済事業不足金処理計算書

(1) 当年度未処理不足金

農作物共済勘定 円  
 家畜共済勘定 1,968,925 円  
 畑作物共済勘定 円  
 園芸施設共済勘定 円

(2) 未処理不足金処理額

(単位 円)

項目 区分	法定積立金 による補填	特別積立金 による補填	補填額合計	繰越不足金
農作物共済勘定				
家畜共済勘定				
畑作物共済勘定				
園芸施設共済勘定				

## 5 貸借対照表

### 平成17年度津市農業共済事業貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.流動資産						
(1) 現 金 預 金					407,649,725	407,649,725
(2) 一 時 貸 付 金	249,151,422	12,276,781	2,775,183	3,007,885		267,211,271
(3) 有 価 証 券						
未 収 金	3,755,393	2,192,906			26,610	5,974,909
(4) 固 定 化 債 権 引 当 金 ( 差 引 )						
(5) 前 払 費 用						
(6) その他流動資産						
(7) 貯 蔵 品						
流 動 資 産 計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	407,676,335	680,835,905
2.固定資産						
有 形 固 定 資 産					11,252,600	11,252,600
(1) 減 価 償 却 累 計 額 ( 差 引 )					6,335,614	6,335,614
(2) 無 形 固 定 資 産					224,952	224,952
(3) 抛 出 金					6,574,910	6,574,910
固 定 資 産 計					11,716,848	11,716,848
資 産 合 計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	419,393,183	692,552,753



(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.流動負債						
(1) 一時借入金					267,211,271	267,211,271
(2) 未払金	99,933	10,402,623		107,587	4,782,169	15,392,312
(3) 前受収益						
(4) 責任準備金	12,582,460	6,035,989		123,098		18,741,547
(5) 支払備金			15,807			15,807
(6) その他流動負債						
(7) 企業債						
流動負債計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	271,993,440	301,360,937
4.固定負債						
(1) 退職給与引当金						
(2) 業務引当金					147,399,743	147,399,743
(3) 修繕引当金						
(4) 農家拠出金						
固定負債計					147,399,743	147,399,743
負債合計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	419,393,183	448,760,680
5.資本						
(1) 剰余金	225,637,311		2,759,376	2,659,636		231,056,323
法定積立金	121,423,002		1,313,508	734,435		123,470,945
特別積立金	104,214,309		1,445,868	1,925,201		107,585,378
(2) 当年度未処分剰余金 (未処理不足金)	14,587,111	1,968,925		117,564		12,735,750
繰越剰余金年度末残高 (不足金)	14,587,111	2,395,365		140,464		12,332,210
当年度純利益 (純損失)		426,440		22,900		403,540
資本計	240,224,422	1,968,925	2,759,376	2,777,200		243,792,073
負債資本合計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	419,393,183	692,552,753

## 6 財産目録

### 平成17年度津市農業共済事業財産目録

(平成18年3月31日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
<b>資産の部</b>						
流動資産合計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	407,676,335	680,835,905
固定資産合計					11,716,848	11,716,848
資産合計	252,906,815	14,469,687	2,775,183	3,007,885	419,393,183	692,552,753
<b>負債の部</b>						
流動負債合計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	271,993,440	301,360,937
固定負債合計					147,399,743	147,399,743
負債合計	12,682,393	16,438,612	15,807	230,685	419,393,183	448,760,680
<b>差引資本</b>	240,224,422	1,968,925	2,759,376	2,777,200		243,792,073

(注) 資産、負債の内容は、貸借対照表のとおりである。

津市告示第508号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月1日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 西古河地内、江戸橋駅西公共自転車等駐車場及び江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年12月1日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第509号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成18年12月4日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0158048	平成18年10月1日	平成18年11月20日
0550152	平成18年10月1日	平成18年11月20日
2110174	平成18年10月1日	平成18年11月19日
2164163	平成18年10月1日	平成18年11月16日
2166853	平成18年10月1日	平成18年11月16日
4101635	平成18年10月1日	平成18年11月24日

津市告示第 5 1 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 2 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 2 月 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 5 1 1 号

平成 1 9 年度において本市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び入札参加資格審査申請書の提出時期、添付書類等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 2 項（令第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。）第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 2 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 競争入札参加資格要件

競争入札への参加資格の要件は、次のとおりとする。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないものでないこと。

ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑にした者

イ 競争入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 平成 1 9 年 1 月 1 日を基準として直前 2 か年の営業年度内に納付すべき市町村民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税並びに消費税及び地方消費税を納付していること。

(5) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）を受けていること。

(6) 法第 2 7 条の 2 3 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、経営に関する

客観的事項の年平均完成工事高（建設コンサルタント等にあつては、入札参加資格審査申請書に記載された営業収入金額）を有していること。

（7）建設工事等の業種に応じた技術者を有していること。

## 2 申請書類

競争入札に参加するために必要な入札参加資格審査申請書及びその添付書類は、次のとおりとする。

### （1）工事又は製造の請負

- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
- イ 有資格技術職員調書（指定様式）
- ウ 許可証明書（申請日以前3か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- オ 営業所一覧表（指定用紙）
- カ 法人にあつては会社法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
- キ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
- ク 使用印鑑届（指定用紙）
- ケ 委任状（指定用紙）
- コ 納税証明書又は完納証明書
- サ 工事・測量等経歴書（指定用紙）
- シ 技術者経歴書（指定用紙）
- ス 建設業退職者共済組合加入履行証明書
- セ 業者カード（指定用紙）

### （2）測量及び建設コンサルタント等

- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
- イ 有資格技術職員調書（指定用紙）
- ウ 登録等証明書（申請日以前3か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
- エ 測量等実績高確認調書（指定用紙）
- オ 法人にあつては会社法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
- カ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
- キ 使用印鑑届（指定用紙）
- ク 委任状（指定用紙）
- ケ 納税証明書又は完納証明書

- コ 工事・測量等経歴書（指定用紙）
  - サ 技術者経歴書（指定用紙）
  - シ 財務諸表
  - ス 現況報告書副本の写し
  - セ 業者カード（指定用紙）
- (3) 物件の売買及び業務委託（以下「物件の売買等」という。）
- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
  - イ 経営の規模及び状況に関する調書（指定用紙）
  - ウ 希望業種明細表（指定用紙）
  - エ 営業届証明書（申請日以前3か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
  - オ 法人にあつては会社法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
  - カ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
  - キ 使用印鑑届（指定用紙）
  - ク 委任状（指定用紙）
  - ケ 納税証明書又は完納証明書
  - コ 津市国民健康保険料（税）納付証明書
  - サ 業務経歴書（指定用紙）
  - シ 営業用機械器具一覧表（指定用紙）
  - ス 会社・技術者等免許・許認可一覧表（指定用紙）
  - セ 取扱商品・メーカー等調書（指定用紙）
  - ソ 業者カード（指定用紙）

### 3 申請書類の提出時期など

申請書類の提出時期、方法等については、次のとおりとする。

- (1) 申請書類の提出時期は、工事又は製造の請負、測量及び建設コンサルタント等にあつては、平成19年3月1日から同月12日まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

物件の売買等にあつては、平成19年2月1日から同月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

ただし、物件の売買等にあつては、別表の左欄に掲げる期間においても申請書類を提出することができる。

- (2) 申請書類の提出方法は、契約財産課への持参に限るものとする。

### 4 有効期間

- (1) 工事又は製造の請負、測量及び測量及び建設コンサルタント等にあつ



ては、平成19年6月1日から平成20年5月31日までとする。

- (2) 物件の売買等にあつては、平成19年5月1日から平成20年4月30日まで（ただし、別表の左欄に掲げる期間において3（1）ただし書の規定による申請書類の提出があつた場合における競争入札に参加する者の資格の有効期間については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。）とする。

別表（3、4関係）

申請書類の提出期間	競争入札に参加する者の資格の有効期間
平成19年5月1日～平成19年5月10日	平成19年6月1日～平成20年4月30日
平成19年6月1日～平成19年6月7日	平成19年7月1日～平成20年4月30日
平成19年7月2日～平成19年7月6日	平成19年8月1日～平成20年4月30日
平成18年8月1日～平成18年8月7日	平成19年9月1日～平成20年4月30日
平成19年9月3日～平成19年9月7日	平成19年10月1日～平成20年4月30日
平成19年10月1日～平成19年10月5日	平成19年11月1日～平成20年4月30日
平成19年11月1日～平成19年11月7日	平成19年12月1日～平成20年4月30日
平成19年12月3日～平成19年12月7日	平成20年1月1日～平成20年4月30日
平成20年1月4日～平成20年1月10日	平成20年2月1日～平成20年4月30日

津市告示第512号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月5日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月5日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第513号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月6日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月6日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第514号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月7日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）及び一身田平野地内
- 2 撤去した年月日 平成18年12月7日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第515号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月8日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月8日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 5 1 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）及び津駅西第一公共自転車等  
駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第517号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月12日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月12日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第518号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年12月13日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

はり札等 53枚

立看板等 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

藤方地内他（主要幹線道路周辺）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成18年11月9日から22日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所

電話番号 059-235-5655



津市告示第 5 1 9 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 4 0 9 1 6	平成 1 8 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 2 日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 4 0 9 1 6	平成 1 8 年 8 月 1 日	平成 1 8 年 1 2 月 2 日

津市告示第 5 2 0 号

平成 1 8 年度津市農業委員会通常総会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日時

平成 1 9 年 1 月 5 日（金） 午後 1 時 3 0 分

2 招集の場所

津市役所 8 階大会議室 A

3 会議の事項

- ( 1 ) 第 1 農地部会長及び第 2 農地部会長並びに同職務代理者の選出について
- ( 2 ) 農業振興部会長及び同職務代理者の選出について
- ( 3 ) 農業委員会だより編集委員の選出について

津市告示第521号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月13日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年12月13日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第522号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年12月14日

津市長 松田直久

1 名称

上野自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備(道路及び用排水路を含む)
- (3) 本会の管理する林道整備
- (4) 本会の所有する財産の維持管理
- (5) 前各号に付随する活動

3 区域

本会の区域は、津市白山町川口地内の雲出川右岸に隣接し、市道大角・茅刈線に沿って拓かれた集落で、788番地、1570番地8から1700番地3及び7629番地の区域とする。

4 事務所

三重県津市白山町川口7629番地

5 代表者の氏名及び住所

浅尾 清

三重県津市白山町川口1574番地3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成18年12月14日

津市告示第523号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月14日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）久居駅前第1  
公共自転車等駐車場及び久居駅前第2公共自転車  
等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年12月14日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第524号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年12月15日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）及び久居駅前第1公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成18年12月15日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市公告第161号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年12月1日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成18年11月30日

2 抑留期間 平成18年12月 5日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町 川口	雑種	白	メス	中	不明	黒の首輪

3 公示期間 平成18年12月1日から平成18年12月5日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192



津市公告第162号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。(当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。)

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。

平成18年12月4日

津市長 松田直久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成18年12月4日から平成19年1月4日まで(午前8時30分から午後5時15分まで)

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課(津市役所庁舎6階)

津市公告第163号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年12月4日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年12月 1日
- 2 抑留期間 平成18年12月 6日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	川方町	雑種	白	メス	中	不明	黒茶の首輪

- 3 公示期間 平成18年12月4日から平成18年12月6日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第164号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成18年12月8日

津市長 松田直久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

津市公告第165号

下水道法第4条第1項による下水道法施行令第3条の規定により、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、次のとおり事業計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成18年12月12日

津市長 松田直久

- 1 下水道事業の種類及び名称  
中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）  
流域関連津市公共下水道事業
- 2 予定処理区域  
変更なし
- 3 事業の期間  
平成10年3月17日から平成22年3月31日まで
- 4 縦覧場所  
津市殿村5番地  
津市下水道部下水道管理課
- 5 縦覧期間  
平成18年12月12日から平成18年12月25日まで

津市選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成18年12月2日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,619人
2	6分の1の数	38,490人
3	3分の1の数	76,980人

津市選挙管理委員会告示第104号

平成18年12月3日執行の津市農業委員会委員選挙において、次の者が当選人となったので農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成18年12月4日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	津市片田田中町1880番地	野田 久忠
	津市野田1536番地	荒川 武生
	津市納所町929番地	高野 耕一郎
	津市産品440番地	野田 悟
第2選挙区	津市高野尾町1166番地	萩野 明男
	津市白塚町1052番地2	橋本 増雄
	津市大里窪田町975番地	伊藤 征一
	津市一身田上津部田130番地	後藤 修一
第3選挙区	津市香良洲町481番地	後藤 勝
	津市高茶屋一丁目28番15号	奥山 勘五郎
	津市雲出本郷町1323番地	長尾 俊一
第4選挙区	津市新家町1609番地	杉山 豊久
	津市稲葉町1709番地	久世 幸太
	津市久居明神町1530番地2	諸戸 善昭
	津市榊原町15082番地	杉本 直徳
	津市戸木町2304番地	富永 榮志
	津市久居元町2066番地2	堀山 正和
第5選挙区	津市河芸町西千里1588番地	稲垣 順一郎
	津市河芸町中別保1819番地6	喜多 章親
	津市河芸町北黒田64番地1	岡村 晴夫
第6選挙区	津市芸濃町林1190番地	林 義治
	津市芸濃町雲林院1763番地	松谷 宏
	津市芸濃町北神山352番地	田中 茂人
	津市芸濃町椋本636番地	牧野 礼吉
第7選挙区	津市美里町南長野34番地3	平田 龍彦
	津市美里町家所2917番地	奥谷 弘典
第8選挙区	津市安濃町中川682番地	横山 重治
	津市安濃町戸島1068番地1	吉田 公
	津市安濃町浄土寺488番地	内藤 孝
	津市安濃町清水702番地	浅生 哲也
第9選挙区	津市一志町大仰2129番地	長谷川 博
	津市一志町波瀬1919番地	上川 洋文
	津市一志町八太1646番地1	守山 孝之

選挙区	住所	氏名
第10選挙区	津市白山町二本木3221番地2	横井 智
	津市白山町川口3241番地	岡田 克彦
	津市白山町藤196番地	浅井 競
第11選挙区	津市美杉町太郎生687番地	中川 和雄
	津市美杉町杉平135番地	溝口 武輝
	津市美杉町上多気1308番地	結城 晋三
	津市美杉町八知1126番地	川本 一雄



津市監査委員告示第3号

平成18年3月24日付けで受理した地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく「三重県津市長措置請求書」に係る監査委員の勧告に対し、同条第9項の規定に基づき、津市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、これを公表する。

平成18年12月4日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

## 〔勧告〕及び〔意見〕に対する措置状況

### 1 重複受診に係る措置について

#### (1) 未然防止措置について

##### ア 受診券方式の導入及び保健事業実施の意義等に係る周知徹底について

###### 〔勧告〕

津市長は、平成18年度における保健事業の実施期間において、保健事業実施要領が定める「実施方法の創意工夫」（利用券方式等）に係る措置を講じるなど、重複受診を未然に防止するための必要な措置を講ずべきこと、加えて、市民及び医療機関等に対し、保健事業の意義とその対象となる者の範囲等について、一層周知徹底するなどの措置を講ずべきこと。

###### (措置)

平成18年度の保健事業の実施にあたって、受診券方式を導入しました。

基本健康診査及び各種がん検診の対象者に、あらかじめ受診券（診査内容別の7枚つづり。切り離して使用。）を送付し、受診の際、必ず医療機関（集団健診に係る受託機関を含む。以下同じ。）へ提出することを条件としました。

受診券紛失等により再発行の申請があった場合にも重複が生じないように、必要な確認をした上で1回に限り再発行することとしました。

さらに、平成18年度津市基本健康診査委託契約仕様書及び津市がん検診委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）において、医療機関は、「健診の際には必ず受診券を確認する」旨及び「本市への健診結果の報告について当該受診券を貼付する」旨を明示し、平成18年5月22日及び同月26日に開催した津地区医師会及び久居一志地区医師会に対する説明会においてもその徹底を促しました。

また、本市が実施する基本健康診査及び各種がん検診の受診は、原則として年度内1回であることなど保健事業実施の意義等について一層周知徹底を図るため、基本健康診査及び各種がん検診の対象者に対しては、受診券にその旨を明示し、本市広報紙及びケーブルテレビ等を通じて広く市民にその旨の周知を図っているもので

あり、今後もその周知に努めていくものとします。

なお、医療機関に対しては、仕様書に、「受診回数は年度内1回とする」旨を明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

## イ 健康手帳制度の利用促進

[意見]

重複受診の未然の防止に係る措置について、最小の経費で最大の効果を挙げる施策の要請と本市の厳しい財政状況から、おのずとその財源が限られることは容易に想像がつくことから、例えば、老人保健法第13条の規定に基づく健康手帳交付制度をより一層効果的に推進することが考えられる。この健康手帳は、市民の健康診査の記録その他老後における健康保持のため必要な事項を記載し、市民自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的としており、本市第4次高齢者保健福祉計画（老人保健法第46条の18第1項その他関係法令の規定に基づき定めたものをいう。）においてもその有効活用の必要性が課題として位置づけられ、かつ、その啓発等について必要な措置を進めることが計画されているが、基本健康診査等と健康手帳の有機的な連携を図ることができれば、重複受診の未然の防止のみならず、本市の保健事業の健全な発展に寄与するものと考えられる。

(措置)

健康手帳交付制度については、老人保健法第13条の規定の趣旨を踏まえて、市民自らの健康管理と適切な医療の確保に資することはもとより、重複受診未然防止の観点からも、その利用を促進することとしました。具体的には、基本健康診査及び各種がん検診の対象者に対しては、受診券に、健診の際、健康手帳の持参を促す文言を記載し、医療機関に対しては、仕様書に、「健診結果の説明及び指導について、でき得る限り健康手帳へ記入する」旨を明示しました。

## ウ 重複受診があった場合の是正措置等について

[意見]

重複受診があった場合における当該重複分に係る診査等の適否について、恣意的に判断されることのないよう、国基準等に反しない限りにおいて一定の基準及び範囲等を健康診査委託契約書等に明示することが考えられる。

(措置)

重複受診について、国基準に反しない限りでの一定基準等を示すことは実際には極めて困難であることや、本市の仕様書において、健診対象者が受診できる回数は年度内に個別か集団のいずれか1回とする旨の記述をしており、また受診券にもその旨の記載をしていることから、重複受診した受診者に対しては、当該重複分の経費の負担を求め、原則を徹底することとしました。

具体的には、受診券の再発行時に、2回目以降の健（検）診費用の負担について受診者の理解を求め、署名をお願いしております。

## (2) 委託料支払事務の見直しについて

[意見]

重複受診の状況を常に把握することに努め、重複受診が確認された場合は、当該重複分の診査等に係る医療機関に対し、その理由及び経緯等を聴取し、不適当な重複受診であると判明した場合においては、速やかに、執るべき措置を講じられたい。

(措置)

重複受診の未然防止措置を講じてもお重複受診が発生した場合に、当該重複分の委託料が支払われることのないよう、委託料支払事務を見直しました。具体的には、医療機関から健診結果の報告を受けた後、受診券の貼付の有無を確認の上、受診券の貼付が確認できた受診件数について医療機関に通知し、医療機関は、その件数に応じた委託料を本市に請求し、本市は、この請求書について改めて確認の上、確認をした日から30日以内に委託料を支払うこととし、その旨を仕様書に明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

また、実際に重複受診した者については、当該重複分の経費負担を求めることとします。

## 2 診査項目の一部が空欄となって報告される診査に係る措置について

### (1) 未然防止措置及び委託料支払事務の見直しについて

[勧告]

津市長は、平成18年度健康診査委託契約における委託期間の始期までに、それが困難な場合は、当該委託期間において、医療機関等に対し、診査項目の一部が空欄となって報告されることのないよ

う徹底するなど、これを未然に防止するための必要な措置を講ずべきこと。

(措置)

医療機関に対し、健診結果の記入の徹底及び受診者の身体的事情等の考慮によりやむを得ず診査することができなかつた項目に係る理由の記入の徹底について、仕様書に明示し、平成18年5月22日及び同月26日に開催した津地区医師会及び久居一志地区医師会に対する説明会においてもその徹底を促しました。

しかしながら、医療機関から送付された6月分の健診結果を見る限り、返却対象となる件数は多く、記入漏れ、記入誤り等が改善されているとは言い難い状況であったため、8月11日に、再度、両医師会を対象に具体的な記入例を用いた説明会を開催し、速やかな改善を促しました。

その結果、6月分も含め、不適切な報告については医療機関へ返却し、内容が整備されてからでないことと受付けないこととしたため、適切な報告のみが委託料の支払対象となっています。

[意見]

診査項目の一部が空欄となって報告される診査の未然の防止に係る措置について、医療機関に対する徹底を直接書面で行うことなどが考えられる。

また、何らかの事情で診査項目の一部の診査が行われていない事案については、その適否が恣意的に判断されることのないよう、国基準等に反しない限りにおいて一定の基準等を健康診査委託契約書等に明示することが考えられる。

そして、診査項目の一部に空欄がある報告を受けた場合は、当該医療機関に対し、その理由を聴取し、診査項目の一部の診査が行われていないことが判明した場合は、診査を行わなかつた理由を当該空欄項目に記入するよう指示するとともに、その理由について、前述の基準等に照らし、その適否を判断し、適当でない判断した場合は、速やかに、追診査を求めるなどの措置を講じ、また、診査は行われたものの単に記入漏れであったことが判明した場合は、速やかに、当該空欄項目に係る診査結果の追記を求めるなどの措置を講じられたい。

(措置)

診査項目の一部が空欄となって報告される診査の未然防止措置

を講じてもなお診査項目の一部が空欄で報告された場合に、当該診査の委託料が支払われることのないよう、重複受診に係る委託料支払事務と同様にその支払事務を見直しました。具体的には、医療機関から健診結果の報告を受けた後、診査項目の一部に空欄がある報告の有無を確認の上、空欄のないことが確認できた報告に係る件数について医療機関に通知し、医療機関は、その件数に応じた委託料を本市に請求し、本市は、この請求書について改めて確認の上、確認日から30日以内に委託料を支払うこととし、その旨を仕様書に明示し、説明会においてもその徹底を促しました。

### 3 健康診査委託契約に係る委託料の支払について

〔勧告〕

健康診査委託契約に基づく当該委託事業に係る基本健康診査及びがん検診等に係る医療機関への委託料の支払について、その財務会計書類から委託料請求の算出基礎となるこれら診査等の受診者の氏名及びその委託料の内容を特定することができないことから、津市会計規則（平成18年津市規則第42号）第27条第3項に規定する支出命令に係る調査確認及び同条第4項に規定する請求書要件（請求金額とその内容や算出基礎等の明示等）にかんがみ、津市長は、平成18年度健康診査委託契約の締結までに、又は既に同契約を締結している場合は、当該委託期間の始期までに、それが困難な場合は、当該委託期間において、医師会と協議の上、請求書様式又は健康診査記録票様式の見直しを行うなど、必要な措置を講ずべきこと。

（措置）

医療機関からの委託料の請求、及びその支払にあたっては、当該委託期間中において、診査等の受診対象者の氏名及びその受診内容を特定した一覧表を必要に応じて出力できるよう、「健康管理システム」の一部変更を行いました。

実際に、この一覧表を支出負担行為伺書や支出命令書（以下「伺書等」という。）へ添付するには膨大な量となるため、伺書等へは「代表者氏名ほか何件」という表記を行うとともに、医療機関等からの請求書や報告書についても、受診項目ごとに何名が受診したかの件数を記載し、誰の分として支払ったかが追跡調査により特定できるよう様式の見直しを行いました。

#### 4 健康診査委託契約における医療機関との法律関係の明確化について

〔意見〕

健康診査委託契約に基づく当該委託事業に係る基本健康診査及びがん検診等について、その約定に従い診査等を履行する債務を負うもの及び当該債務の履行により当該委託料の支払請求権を有するものは、当該医療機関であり、同契約は、実質的に本市と医療機関の双務契約であると解するが、同契約の当事者は、本市と医師会であり、したがって、同契約上、本市と医療機関との法律関係が必ずしも明確でない。

そこで、医師会と協議の上、本市と医療機関との法律関係について、でき得る限り明確にするよう努められたい。

（措置）

健康診査委託契約における医療機関（医師会に加入していない医療機関及び集団検診に係る受託機関を除く。）との法律関係を明確にするため、契約方法を見直しました。具体的には、医師会に加入する医療機関から、その加入する医師会に対し、「津市が実施する健康診査に係る業務に関する委託契約の締結を委任し、当該契約に基づき、健康診査に係る業務を実施する。」旨の委任書面を提出した上、本市は、これら医療機関の代理人たる当該医師会と健康診査委託契約を締結することとしました。

## 津市監査委員告示第4号

平成18年10月10日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく「旧芸濃町前芸濃町長・横山雅宏措置請求書」について、同条第4項の規定に基づき、同年12月4日付けで下記のとおり監査を決定したので、これを公表する。

平成18年12月8日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

### 記

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

住所、氏名省略

##### 2 請求の内容

###### (1) 主張する事実（要旨）

本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容及び請求人の陳述から、請求人の主張事実の要旨は以下のとおりであると理解した。

ア 違法及び不当な助成金の支出について

###### (ア) 違法及び不当な行為

芸濃町長横山雅宏氏（当時。以下「芸濃町長」という。）が、平成17年12月22日に芸濃町商工会（当時。以下同じ。）に対し、旧芸濃町商工会館（以下「旧商工会館」という。）の移転に伴う新芸濃町商工会館（以下「新商工会館」という。）建設の助成金（以下「本件助成金」という。）2,810万円を支出したことについて、下記の理由のとおり恣意的に職権を濫用したものであり、違法及び不当である。

###### a 根拠法の不存在等

芸濃町（当時。以下同じ。）には本件助成金を交付する根拠法は存在せず、存在しない以上、中小企業庁等の小規模事業支援費補助金交付要綱など上級官庁の要綱（以下「国要綱」という。）に従うべきであり、国要綱には補助対象経費の2分の1を限度として



補助金を交付する旨定められているにもかかわらず、これに従っていない。

また、芸濃町商工会は、芸濃町長との覚書において旧商工会館の移転補償は求めないとしたにもかかわらず、芸濃町長が旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額相当の補助金を交付したことは、矛盾している。

b 本件助成金交付手続

本件助成金交付手続について、芸濃町長は、芸濃町地域振興事業補助金交付規則（昭和50年芸濃町規則第8号）第3条で提出が義務付けられた実施設計書等一部の書類が芸濃町商工会から提出されていないにもかかわらず、粗雑な事業計画書により本件助成金の交付を決定し、同規則第8条で提出が義務付けられた事業完了報告書の提出も受けておらず、さらに同規則第9条は竣工検査合格後に補助金を交付する旨規定しているにもかかわらず、新商工会館完成以前に本件助成金を交付した。

(イ) 違法及び不当な行為により生じた損失

新商工会館の建設費用は3,000万円であるから、国要綱が定める補助率2分の1の規定に従い本件助成金は最大でも1,500万円が相当である。したがって、本件助成金交付額との差額1,310万円の損失が生じた。

イ 違法及び不当な財産の処分について

(ア) 違法及び不当な行為

芸濃町長が、平成17年12月19日に当時の公有財産である旧芸濃町役場跡地250坪（以下「本件処分地」という。）を、新商工会館の建設用地として、芸濃町商工会に対し、随意契約により1,175万円で売却したことについて、下記の理由のとおり恣意的に職権を濫用したものであり、違法及び不当である。

a 随意契約の締結

芸濃町長は、本件処分地について、随意契約により売却したが、法及び芸濃町財務規則（平成3年芸濃町規則第14号）は、随意契約によることができる限度額を30万円と定めており、よってこの随意契約はこれらの法規に違反している。

b 本件処分地の売却面積及び価額

芸濃町長は、本件処分地の売却面積について、当初売却を予定したのは180坪であったにもかかわらず、その後、芸濃町商工会からこれに70坪を加えた250坪で本件処分地の売却に係る申請があったためこれを売却したが、当初売却を予定した面積に70坪を加えて本件処分地を売却した理由は明らかでなく、さらに当該売却価額の算出について、固定資産評価額を基準としたことは、条例や内規によるものでなく、同評価額からその40パーセント相当額を減額した価額を売却価額としたが、当該売却と同時期に他の芸濃町住民に対し旧芸濃町役場跡地を売却した際には、同評価額相当額で売却しており、同じ公有財産でありながら、このような差別的な売却を行うことに合理的な理由はない。

(イ) 違法及び不当な行為により生じた損失

芸濃町商工会に対する本件処分地売却価額の基準とした固定資産評価額から減額した同評価額の40パーセント相当額78万5千円について損失が生じた。

(2) 措置請求（要旨）

以上の理由から、芸濃町長の違法及び不当な行為により芸濃町に与えた損失は、合計で2,098万5千円となり、よって同町長であった横山雅宏氏に対し、これを補填するよう求めることを津市長（以下「市長」という。）に請求するものである。

3 請求の要件審査

本件監査請求は、法第242条第1項の規定に基づくものとして、平成18年10月10日付けでこれを受理し、監査を実施した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象部局

芸濃町は、平成18年1月1日の市町村合併により消滅し、その事務は新たに設置された「津市」が承継したことから、津市商工観光部（商工労政課）及び芸濃総合支所を監査対象とした。

### 2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述について、平成18年10月30日午後1時からその機会を設け、請求人が出席し、その陳述を聴取した。この際、新たな証拠の提出はなかった。

### 3 監査対象部局の説明（要旨）

#### （1） 本件助成金の支出について

請求人は、本件助成金の交付について、国要綱に従うべきであると主張するが、芸濃町独自の本件助成金についてその適用を義務付けられるものではない。また、法は補助金等の交付について補助金交付要綱等を備えなければならないとは規定しておらず、本件助成金は議会の予算承認を得て町長の決裁により支出したものであり、また、その交付手続については芸濃町商工会との覚書の諸条項に基づくものである。

#### （2） 本件処分地の売却について

本件処分地を随意契約により売却したことについて、その目的は芸濃町立芸濃中学校(以下「中学校」という。)屋内運動場の建設工事等公共事業を円滑に行うための代替用地を提供するものであり、よって地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと判断した。

本件処分地の売却面積の増加理由について、芸濃町商工会は、当初売払を要望した面積180坪には新商工会館の駐車場用地を考慮していなかったとして、これに70坪を加えた250坪で売払いを受けたい旨要望があったためである。

また、売却価額の減額について、その相手方である同商工会は公共的団体であり、かつ、芸濃地域の商工業の発展のみならず地域の振興発展のために各種事業を実施しており、新商工会館は今後その活動拠点となると判断したことによる。また、その減じた価額は、同町の自治会等による地域振興に係る事業に対する補助金交付制度である芸濃町地域振興事業補助金交付規則に定める補助率のうち40%相当のものを準用して定めたものである。

#### （3） 措置請求について

以上のことから、本件助成金の支出及び本件処分地の処分は、私益を図る目的ではなく、また、特定のもの利益を図るものでもなく、芸濃地域の商工業の振興発展、活性化に寄与することを目的に芸濃町議会の

承認を得て執行したものであり、違法かつ不当な行為ではなく、請求人の主張する損失も生じていない。よって本件監査請求には理由がない。

### 第3 監査の結果

#### 1 結論

請求人は、芸濃町長が芸濃町商工会に対し、本件助成金を支出した行為に違法及び不当な理由があり、これにより、芸濃町に1,310万円相当の損失が生じ、さらに同町長が同商工会に対し、本件処分地を随意契約により1,175万円で売却した行為に違法及び不当な理由があり、これにより、同町に788万5千円相当の損失が生じ、これらの損失の合計2,098万5千円相当について同町長であった横山雅宏氏に対し、これを補填するよう求めることを市長に請求したが、本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容及び請求人の陳述並びに監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料の内容等を審査の結果、本件監査請求は、理由がないと認めた。

本件監査請求に理由がないと認めた理由は、次のとおりである。

#### (1) 事実経過の概要について

昭和49年、当時の芸濃町長は、中学校用地に隣接する同町長の管理する土地（以下「本件貸付地」という。）について、芸濃町商工会が旧商工会館を建設し、使用することを目的にこれを貸し付け、同商工会は、本件貸付地に旧商工会館を建設し、以降、その事業の用に供していた。

芸濃町長は、平成17年7月ごろ、本件処分地を含む旧芸濃町役場跡地を同役場庁舎の建物付きであることを条件に競争入札で売却しようとし、芸濃町広報紙7月号において入札希望者を募集したが応募はなく、その後同建物を取り壊した。

同町長及び同町教育委員会教育長らは、同年8月ごろ、本件貸付地について、その隣接する中学校の屋内運動場建設のための工事用進入路及び中学校附帯施設(駐車場、駐輪場等)の用に供することを決め、同町長は、同商工会長らに対し、本件貸付地の明渡しを求め、その明渡しに伴う条件として新商工会館建設のための本件助成金の交付及び新商工会館建設用地として旧芸濃町役場跡地の一部を売却することなどを提示した。

同商工会は、同年11月14日に開催された同商工会理事会（以下「商工会理事会」という。）において本件貸付地の明渡しと旧芸濃町役場跡地の一部に新商工会館を建設することを決議した。

同町長は、旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定を不動産鑑定士に委託し、「移転補償相当額水準は2,810万円である」とする同日

付けの不動産鑑定評価書の提出を受けた。

同町長は、同月 15 日付けで同商工会に対する本件助成金の交付及び旧芸濃町役場跡地のうち 180 坪の土地について坪当たり 4 万 7 千円で売却する方針を決定し、これについて平成 17 年度同町一般会計歳入歳出補正予算（第 6 号）案（以下「補正予算」という。）として付議するなどのため、同月 18 日に同町議会臨時会を招集、補正予算は同臨時会で審議の上、賛成多数で可決された。

この議決を受け、同町長は、同月 21 日付けで本件貸付地の明渡しについて、同商工会は旧商工会館の移転補償等を要求しないこと、本件貸付地の原状回復義務を負わないこと、同町長は本件助成金を交付すること、新商工会館建設用地として旧芸濃町役場跡地の一部を売却することなどの諸条件を定めた覚書（以下「本件覚書」という。）を同商工会との間に締結した。

同商工会は、本件覚書に基づき、同町長に対し、同年 12 月 6 日付けで旧芸濃町役場跡地のうち 250 坪の土地について普通財産譲与（譲渡）申請書（以下「普通財産譲与（譲渡）申請書」という。）を提出するとともに、同月 15 日付けで本件助成金交付申請書及び同請求書を提出した。

同町長は、同月 12 日付けで本件処分地を 1, 175 万円（坪当たり 4 万 7 千円）で売払うことなどを条件とした普通財産売払許可をするとともに、同月 15 日付けで本件助成金 2, 810 万円の交付を決定した上、同日付けで支出負担行為及び支出命令を決裁し、同月 22 日にこれを支出した。

これに前後して同町長及び同商工会は、同月 19 日付けで本件処分地に係る町有財産売買契約を随意契約により締結し、同日付けで所有権を移転した。

同商工会は、平成 18 年 3 月ごろ、本件処分地において新商工会館の建設に着手し、同年 4 月 1 日に周辺地域の商工会と合併して津西商工会となった後の同年 6 月末ごろ、これを完成させ、以降、新商工会館を津西商工会の従たる事務所（芸濃支所（通称））として使用している。

なお、旧商工会館建物の撤去について、本件貸付地に係る使用貸借契約書第 6 条第 5 号ただし書には町長が「特に認めた場合は、現状に回復しないことができる」旨定められ、同町長はこれを必要と認め、同町はその関連経費等について補正予算により予算措置を講じた。

## （２） 違法及び不当についての判断

ア 本件助成金の支出について

本件助成金の支出に違法及び不当な理由はないと認めた理由は、次のとおりである。

(ア) 根拠法の不存在等について

請求人は、本件助成金の支出に違法及び不当がある理由のひとつとして「芸濃町にはこのような助成金を交付する根拠法は存在しない」旨主張する。

そこで、この主張について判断すると、法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」と定め、公益上必要がある場合において、普通地方公共団体が寄附又は補助等の無償給付を他の権利主体になし得ることを認めており、その判断について普通地方公共団体に一定の裁量権を認めていると解される。そして、同町に本件助成金の支出に係る一般的又は個別的規範がないとしても、本件助成金は、補正予算として議会が審議の上、議決をし、その議決の執行として支出されたものであり、このことは、普通地方公共団体はその地域内の住民からの様々な政策要求に対し、その優先関係を政治的に決定してその行政目的を達成し、もって住民の福祉を増進することにその本質があることをかんがみ、特定の助成金の支出について民主的正当性を備えた政策判断に基づくものと認められ、本件助成金の目的（同町地域の商工業の振興）、趣旨（新商工会館建設のための財政支援）及び同町の財政状況並びに平成17年9月同町議会定例会会議録（第3号）及び商工会理事会の議事録等を見ても動機的不正を認めることはできず、これら諸般の事情を考慮し、同町の判断に著しい不公正があると断じる程度に不合理なものと認めることはできないことから、本件助成金の支出は同条を根拠にしたものと解するのが相当であり、よって請求人が主張する根拠法不存在の論旨はこれを認めることはできず、根拠法不存在を前提としたその余の主張について判断するまでもなく、採用することはできない。

次に請求人が「芸濃町商工会は、旧商工会館の移転補償は求めないとしたにもかかわらず、芸濃町長が旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額相当の補助金を交付したことは、矛盾している」旨主張していることについてみると、本件助成金は、同町地域の商工業の振興のための拠点施設であった旧商工会館

に代わる新商工会館の建設が公益上必要なものとして意図されたものであり、同町長が、本件助成金の交付額について旧商工会館の建物移転補償に係る不動産鑑定評価額を考慮したことは、合理的な裁量判断によるものと解すべきであり、よって同町長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

(イ) 本件助成金交付手続について

請求人は、本件助成金の支出に違法及び不当がある理由のひとつとして芸濃町地域振興事業補助金交付規則が定める手続上の瑕疵の存在及び芸濃町長の裁量権の濫用を主張する。

そこで、先ず同規則が定める手続上の瑕疵の有無について判断すると、請求人は、本件覚書第8項で「同町長の指示する必要書類を芸濃町商工会が作成し提出するものとする」旨定めていることについて、「この指示の内容は、同規則第3条である」と断定した上、「本件助成金交付手続において同条の規定に基づき提出された書類は事業計画書のみで、その他実施設計書等の書類は提出されておらず、粗雑な事業計画書により本件助成金の交付を決定した。また、同規則第8条で提出が義務付けられた事業完了報告書も提出されていない。さらに同規則第9条は竣工検査合格後に補助金を交付する旨規定しているにもかかわらず、新商工会館完成以前に本件助成金を支出した」旨主張する。そこで、本件助成金交付手続において同規則が適用又は準用されるか否かについてみると、同規則は同町の各地域においてその総代が代表となり又は土地改良区の実施する事業に対し補助金を交付すること及びその手続について定めたものであり、本件助成金と異なる趣旨のものであると解され、かつ、同町の補助金等交付に係る一般的規範であるとも認め難いことから、本件助成金交付に関し当然に適用されるものではないと解するのが相当である。また、本件覚書第8項に定める町長の指示が「同規則第3条である」とする主張について、本件監査請求書、その事実を証する書類及び請求人陳述並びに監査対象部局の陳述及び提出を受けた資料で確認した限りにおいて、これを事実として認めるに足るものはなく、その他同規則第3条、第8条及び第9条を準用することを明示した特別の定めなどもないと認められることから、同規則が定める手続上の瑕疵の存在を理由として違法及び不当と主張すること

に理由を認めることはできない。

そこで、本件助成金の支出に係る手続において、財務関係法令（条例及び規則等を含む。）が定める諸規定に照らし違法と評価し得る理由が存在するか否かについてみると、同商工会から提出された書類は「芸濃町商工会館用地返還に伴う要望書」（以下「要望書」という。）のみであると認められるが、同町には補助金等交付に係る一般的規範及び本件助成金に係る個別的規範が制定されておらず、よってその提出すべき書類は同町長が本件助成金交付決定を判断する上で必要な限度において示された内容のものであれば足ると解するのが相当であり、同要望書には新商工会館建設に係る工事見積書及び明細書が添付されていたことから、本件助成金の趣旨をかんがみ、同町長がその他の書類を徴取していないとしても、そのことをもって違法と評価されるものではない。

また、新商工会館完成前に本件助成金の交付額を確定し、概算払いによることなく、これを支出したことについて、補助金等交付に係る一般的規範の例に照らすと妥当性を欠くものとして一定の手続上の瑕疵を評価せざるを得ないが、本件助成金はその趣旨に沿って使用されたことは、同商工会が平成18年9月20日付けで市長に提出した平成17年度新商工会館建設事業実績報告書及び新商工会館建設支払明細書（支払額約3,425万円）並びに現に新商工会館が竣工し使用されていることなどからみても明らかで、よってこれを違法と断じる程度に不合理なものであると認めることはできない。

次に、同町長の裁量権の逸脱又は濫用について判断すると、請求人は、本件助成金の支出について、「粗雑な事業計画により助成金の交付を決定した」と主張する。そこで、同町長が本件助成金交付決定に際し、必要な調査検討義務を尽くしたか否かについてみると、本件助成金の趣旨は、新商工会館建設のための財政支援であり、同町長は本件助成金の交付額を考慮するため、建物移転補償に係る不動産鑑定を委託し、その不動産鑑定評価による移転補償相当額水準2,810万円を本件助成金の交付額の限度として設定されたものと解することができる。そして、同町長は要望書において新商工会館建設経費見積額及び明細書（見積総額約3,386万円）を確認した上、本件助成金の交付決定を判断し



たものと解されることから、必要な調査検討義務を尽くさなかったものと評価することはできず、合理的な裁量の範囲内により決定されたものと解すべきであり、かつ、その交付決定の内容は、本件助成金交付に係る補正予算の議会の議決の内容に反してこれを執行したものと評価することはできない。よって同町長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。

イ 本件処分地の売却について

本件処分地の売却に違法及び不当な理由はないと認めた理由は、次のとおりである。

(ア) 随意契約の締結について

請求人は、本件処分地の売却に違法及び不当がある理由のひとつとして「法及び芸濃町財務規則は、随意契約によることができる限度額を30万円と定めているにもかかわらず、本件処分地を随意契約により売却した」旨主張する。

そこで、この主張について判断すると、法第234条第1項は売買、賃借、請負その他の契約をする場合の契約締結の方法として一般競争入札を原則とし、同条第2項でその例外として令第167条の2第1項各号に定める事由に該当する場合に限り随意契約の方法により契約を締結することができることと定めており、このことは、普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から一般競争入札を原則とするが、契約の目的、内容に照らし随意契約によることが合理的な場合もあり得るのであり、その場合において契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあることなどの弊害を防止することを重んじた趣旨によるものと解される。そして、これらの法規は、およそ普通地方公共団体の締結する契約全般について適用されるものであり、普通地方公共団体の長の行う事務の執行は、様々な事情の下、多種多様な個別的、具体的事情を総合的に考慮して遂行されるものであることからすると、同項各号に定める事由に該当するか否かは、当該契約の種類、内容、性質及び目的等諸般の事情に照らし長の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

そして、請求人が主張する「随意契約によることができる限度

額を30万円と定めている」ということについては、令第167条の2第1項第1号及びこれを受けた芸濃町財務規則第141条第4号の規定をいうものであるが、これらの規定はそもそも一定金額（30万円）の範囲においては随意契約ができるとする、いわゆる少額契約について定めたものであるので、本件処分地の売買契約はこの規定に該当するものとは認められない。一方、監査対象部局は、随意契約の該当事由について令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると主張している。

そこで、本件処分地の売買契約(本件覚書を含む。以下同じ。)が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するか否かについて判断すると、本件処分地の売却の目的は、既に本件助成金の支出についてみたとおり、旧商工会館用地としての本件貸付地について、芸濃町による公共の用に供する必要性が生じたことによるその明渡しに伴い、芸濃町商工会の新たな活動拠点となる新商工会館の建設用地を確保するための代替地を提供するものであると認められ、同商工会への本件処分地の売却が同町地域の商工業の振興といった利益の増進に資するものとして、同町の政策判断の目的を達成するために締結されたものであると解されることから、その目的及び性質に照らし不特定多数の競争原理に基づいて契約の相手方を決定することは不可能であり、本件処分地の売買契約がその目的及び性質等において「競争入札に適しないもの」に該当するものと判断したとしても、それが合理的裁量の範囲を逸脱するものと認めることはできない。

以上の理由から、本件処分地の売買契約は令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと解するのが相当であり、よって違法と評価することはできない。

(イ) 本件処分地の売却面積及び価額について

請求人が主張する本件処分地の売却に係る経緯の中で売却面積が増加したことの不合理性についてみる前に、本件処分地の売却価額について違法及び不当な理由があるか否かについてみることにする。

請求人は、本件処分地の売却に違法及び不当がある理由のひとつとして「芸濃町長は、本件処分地の売却価額の算出について、

固定資産評価額を基準として、同評価額からその40パーセント相当額を減額した価額を売却価額としたが、当該売却と同時期に他の芸濃町住民に対し旧芸濃町役場跡地を売却した際には、同評価額相当額で売却しており、同じ公有財産でありながら、このような差別的な売却を行うことに合理的な理由はない」旨主張しており、この主張について判断すると、法第237条第2項は普通地方公共団体がその有する財産を譲渡等する場合、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡等してはならないと定めており、その趣旨は、普通地方公共団体の財産を特に低廉な価格で譲渡等をする、当該普通地方公共団体の財政運営上多大な損害を被り、ひいては財政破綻の原因となり、住民の負担を増大させるおそれがあり、また、特定の者の利益のために当該普通地方公共団体の財政運営が歪められるおそれがあることから、適正な対価なくしてその財産を譲渡等することを原則禁止するとともに、当該普通地方公共団体の公共又は公益的施策実現のために必要がある場合は、条例又は議会の議決によりこの禁止を解除し、その財産を無償又は低廉な価格で譲渡等することを認めている。

そして、同町には財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年芸濃町条例第18号）が制定されており、同条例第3条で「普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」とし、その第1号は「他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき」と定めている。

そこで、本件処分地の売却について同条第1号の要件に充足するか否かについてみると、先ず芸濃町商工会が「その他公共団体」に該当するか否かについて、同号が規定する「その他公共団体」とは、同号の規定が公用又は公共用のみならず、公益事業の用に供することもその対象としていることから、公用又は公共事業を行う団体のほか、公益事業を行う団体が含まれるものと解するのが相当であり、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条は商工会の目的について「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資すること」とし、同法第6条で「非営利原則」及び「特定の個人又は法人その他の

団体の利益を目的とした事業の禁止原則」等を定め、同商工会定款（以下「定款」という。）第1条及び第5条においても同様に規定されていることから、同商工会が「その他公共団体」に該当するものと解することができる。次に同商工会の行う事業が「公益事業」に該当するか否かについて、定款第8条は、商工会の目的を達成するため、商工業に関する相談又は指導、情報収集及び提供、調査研究、講習会の開催、展示会等の開催等の各種事業を行うことが定められ、同商工会平成17年度事業報告書及び収支決算書を見ても、同町のほか三重県からの補助金収入等を財源にこのような事業を実施していたものと認められることから、その事業が「公益事業」に該当するものと解され、かつ、本件処分地の売却の趣旨は、新商工会館の建設に伴う用地の確保であることから「公益事業の用に供するため」に該当するものと解されることから、本件処分地の売却について同条例第3条第1号の要件に充足するものと認められ、よって同号の規定を適用したものと解するのが相当である。

さらに議会の対応についてみると、本件処分地の売却収入に係る補正予算を審議した平成17年11月18日同町議会臨時会の会議録を見ると、一部の議員が本件処分地の売却額の坪単価について相場に比べて安価なのか高価なのかを質したところ、同町地域振興担当副参事（当時）は「商工会は商工業の振興発展のため、あるいは地域の振興発展にとって大きな組織であり、地域振興助成という意味で土地評価額の6割で買っていただく。つまり土地評価額の4割を助成することになる」旨答弁し、これについて反対討論もなく賛成多数で原案どおり可決されている。この補正予算の審議は、本件処分地の所在、現況及び売却価額の基準等といった事項が明らかにされた上でのものであり、議会がその売買の必要性、価格の妥当性についての審査を遂げたものと解するのが相当であり、議会の議決により適法に本件処分地を売却したものと解することができる。

次に本件処分地の売却に係る経緯の中で売却面積が増加したことの不合理性についてみると、請求人の主張にあるように、同町が補正予算において新商工会館建設用地として売却を予定したのは180坪の土地についてであるが、同町長は、同商工会からの普通財産譲与（譲渡）申請書がその譲与（譲渡）面積を25

0坪として提出されたことを受け、同申請面積相当の本件処分地について売払許可をしたものと認められる。

そこで、同町長が当初売却を予定した180坪の土地に70坪を加えた本件処分地について売払許可をしたことに裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについてみると、普通財産譲与（譲渡）申請書は、旧芸濃町役場跡地250坪の土地について、新商工会館用地として使用する旨記載され、現に同会館の使用の状況を見ても、その建物に係る用地以外の土地は主に同会館の駐車場等の用途に供されているものと認められることから、売却面積の増加理由に係る監査対象部局の陳述の内容は、これを事実であると是認し得るものであり、その増加理由は本件処分地の売却の趣旨を逸脱したものではなく、当初売却を予定した面積との比較においても著しく不合理なものとは認められず、また、本件処分地の売却に係る補正予算の議会の議決は、その売却面積について180坪を上限に制限を課したものと解することもできないことから、同町長が本件処分地について売払許可をしたことは、当該議会の議決の趣旨に反してこれを執行したものと解することはできず、よって合理的裁量の範囲を逸脱し又は濫用したものと評価することはできない。

以上の理由から、本件処分地は適法に売却されたものと解するのが相当であり、よって請求人の主張はこれを認めることはできない。

## 2 意見

補助金等の執行に携わるものは、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に使用されることに努めなければならない責務があることは言うまでもなく、その交付手続においてもその責務を十分に果たさなければならない。そして、一般的に補助金等は、補助事業等の完了に係る成果の報告を受け、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が当該補助事業等の交付の決定及びこれに附した条件に適合するものであるか否かを判断の上、適合すると認められたときは、交付すべき補助金等の額を確定すべきであると解するが、本件助成金は、概算払いによることなく、その趣旨である新商工会館建設事業の完了を待たずしてその交付額を確定して支出され、芸濃総合支所が津西商工

会から平成17年度新商工会館建設事業実績報告書等の提出を受けたのは、新商工会館竣工後3か月近く経った平成18年9月20日であった。

これらのことは、補助金等の執行に携わるものに課せられた責務を十分に果たしているとは言い難く、公金意識が極めて希薄であるとの評価を免れないものとして、非常に遺憾である。

芸濃総合支所は、この財政的援助が、その目的である芸濃地域の商工業の振興はもとより、津西商工会の区域全体の利益の増進に資するよう、同商工会に対する必要な助言指導その他必要な施策を講じるなどの努力を怠ってはならず、市民がその動向に注視していることを忘れてはならない。そして、その努力等を通じて、市民からこの財政的援助について相当の評価が得られることを期待して本監査のむすびとする。

以上

津市水道局告示第14号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年12月5日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社共同設備工業	四日市市南小松町611番地12	平成18年11月27日